消防予第 348 号 令和5年6月12日

各都道府県消防防災主管部長 東京消防庁・各政令指定都市消防長 |

消防庁予防課長(公印省略)

「火災予防条例(例)中に規定する標識類及び届出書の様式について」 の一部改正について(通知)

消防法施行規則及び対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部を改正する省令(令和5年総務省令第48号)により、蓄電池設備の規制対象の指定に係る単位がアンペアアワー・セルからキロワット時に改められました。これに伴い、〇〇市(町・村)火災予防条例(例)(昭和36年11月22日付け自消甲予発第73号)についても、同様の改正が行われたところです。

このため、「火災予防条例(例)中に規定する標識類及び届出書の様式について」(昭和37年1月19日付け自消丙予発第3号)で定める届出書の様式の一部を別添のとおり改正することとしました。

各都道府県消防防災主管部長におかれましては、貴都道府県内の市町村(消防の事務を処理する一部事務組合等を含む。)に対しても、この旨周知していただきますようお願いします。

なお、本通知は、消防組織法(昭和22年法律第226号)第37条の規定に基づく助言として発出するものであることを申し添えます。

消防庁予防課

担 当:濵田、泉、秋吉 電 話:03-5253-7523

E-mail: yobouka-y@ml. soumu. go. jp

## 「火災予防条例(例)中に規定する標識類及び届出書の様式について」(昭和37年1月19日付け自消丙予発第3号) 新旧対照表

新	<u></u>
<ul> <li>急速充電設備 燃料電池発電設備 変 電 設 備 蓄 池 設 備 蓄 池 設 備</li> <li>済防長 (消防署長) (市町村長) 殿</li></ul>	急速充電設備 燃料電池免電設備 変電設備 変電設備 変電設備 蓄電池設備       年月日         消防長(消防署長)(市町村長)殿 届出者 住所所       年月日         成者       成者         成者       電話 番別         大夕泉 名称       用途         大夕泉 名称       用途         大夕泉 名称       用途         大夕泉 日本       本価         大夕泉 日本       本価         大夕泉 日本       本価         大夕泉 日本       本価         日本       本価 <td< th=""></td<>
工 事 施 工 者 氏 名   ※ 発 過 欄	工 事 施 工 者 氏 名 ※ 妥 付 欄 ※ 経 過 欄
備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。 2 法人にあっては、その名称、代表者氏名、主たる事務所の所在地を記入すること。 3 電圧制には、変電設備にあっては一次電圧と二次電圧の双力を記入すること。 4 全用力又は <u>蓄電差量を</u> 動しては、急速を電設備、然程電売電設備、発電設備、とは変電設備にあっては全出力を、蓄電池設備にあっては <u>蓄電池容量(家格容量)を</u> 記入すること。 5 設備の優要側に書き込めない事項は、別紙に記載して添付すること。 6 参印の側に、記入しないこと。 7 当該設備の設計図書を添付すること。	##